

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（379）」

2. 日時：平成29年9月27日 14時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川保安規定係長、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループマネージャー

（他7名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、提出資料及び平成29年9月22日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（炉心損傷防止対策）のうち、「高圧・低圧注水機能喪失」及び「崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【高圧・低圧注水機能喪失】

- ドライウェル雰囲気温度は、低圧注水継続のための逃がし安全弁の機能維持が確認されている126℃を上回ることはなく、格納容器安定状態が確立されるとしているが、この126℃の考え方を整理して提示すること。

【崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）】

- 対策に係る中央制御室内の各操作項目に対する運転員の割り付けについて、その考え方を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価